

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、栄小学校に在籍している児童に対して、栄小学校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

栄小学校では、いじめはどの児童にも起こりうるもの、人として決して許されない人権侵害の行為であることを認識し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。また、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応にあたる。そのために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止といじめの早期発見、早期対応に全力で取り組んでいく。

本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「西東京市立栄小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 未然防止のための取組

（１）児童・生徒への取組

- ・ 栄小学習・生活スタンダードに基づき、授業規律の共通化、分かる授業づくりを行う。
- ・ 教育活動の様々な場面で「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」ための人権教育に関する取組を充実させる。（縦割り班活動や特別支援学級との交流など。）
- ・ 学級では、学期に1回程度、児童がいじめについて深く考え、「いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではない。」ということを自覚させるとともに、いじめを自分の問題として捉えることができるように指導する。

（２）保護者・地域への取組

- ・ 学校便りや保護者会を活用し、学校いじめ防止基本方針について保護者に対して説明する。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動を推進する。

（３）関係機関との取組

- ・ 学校は、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を設置し、月2回程度開催する。

3 早期発見のための取組

（１）学級・学年での取組

- ・ 朝の健康観察、休み時間の様子、授業中の発言等、給食時間の会話から児童を看取っていく。
- ・ 学年会での情報共有、共通実践。疑い、発見時の管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

（２）全校での取組

- ・ 学校生活台帳及び週一回の生活指導夕会において、組織的に情報共有を行う。

（３）アンケート並びに相談機関の設置

- ・ 年3回のふれあい月間でいじめ等の実態を把握するための調査を実施する。
- ・ スクールカウンセラーによる相談を実施する。

（４）いじめ対応研修の実施

- ・ 学期に1回実施し、教職員のいじめ対応スキルの向上を図る。

（５）保護者への取組

- ・ スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・ 学校は、いじめ実態調査などを通じて把握した情報に基づき、学校全体で対応方針を共有して取り組む。
- ・ いじめを把握した場合には、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。
- ・ いじめを把握した場合には、速やかに西東京市教育委員会に報告するとともに、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携して対処する。

(2) 被害児童・生徒への支援

- ・ 学校は、児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。
- ・ 授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。
- ・ また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者をケアする。

(3) 加害児童・生徒への指導

- ・ 学校は、加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ・ 必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
- ・ 状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携の下、加害児童心のケアを実施する。

5 重大事態への対処

- ・ いじめが重大な事態へと発展した場合は、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ 補教体制を整えたり、別室での学習を認めたりするなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 速やかに教育委員会に報告し、市と連携した対処を開始する。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・ いじめの原因の一つとして被害児童や加害児童の家庭に児童虐待などがあると疑われる場合には、家庭支援センターや小平児童相談所などの福祉機関に速やかに通報する。
- ・ 児童に精神疾患などが認められる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- ・ 重大事件に係る事実関係を明確にするための調査の実施を行うとともに、「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第 12 条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）に協力する。
- ・ 保護者と連携を取りながら、被害児童・加害児童・周囲の児童へのケアを行う。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- ・ 校内組織として「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対応を行っていく。
- ・ 委員会は、校長・副校長・主幹教諭（生活指導主任・教務主任）・主任養護教諭・養護教諭・特別教育支援コーディネーター・スクールカウンセラーで構成する。
- ・ いじめ発生時は、委員会を中心に全教職員で対応する。

(2) 相談体制

- ・ 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる授業観察などを積極的に実施する。
- ・ 被害児童の保護者が大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

7 研修体制

- ・ いじめ対策委員会を中心に実施する。
 - 5月 : 「学校いじめ防止基本方針」(本方針)の確認
 - 11月 : いじめ対応に関する研修の実施
 - 2月 : 事例研究
- ・ ふれあい月間には、職員のいじめに対する意識を高めることができる研修を計画する。
- ・ 研修により、児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚と「いじめは決して許さない」という強い姿勢をもち、児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導のできる教員の育成を図っていく。